

平成25年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（案）
（政策要望部分）

平成24年7月19日

全 国 知 事 会

《政策要望》

【地方行財政関係】

1 地方財政について	1
2 地方公務員の新たな労使関係制度について	2
3 社会保障・税に関わる番号制度について	2
4 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について ...	3
5 道州制に関する基本的考え方について	4

【農林・商工関係】

1 農業の振興について	6
2 林業の振興について	8
3 水産業の振興について	9
4 円高の是正とデフレ経済からの脱却について	10
5 地域経済の活性化について	10
6 中小企業の振興について	11
7 雇用対策の推進について	11

【建設・運輸関係】

1 国土保全対策の推進について	13
2 鉄道整備等の推進について	13
3 観光振興対策の推進について	14
4 高速道路の整備促進等について	14

5	航空路線の維持・充実について	15
6	地域の活性化について	15
7	高速ツアーバス等の安全対策の強化について	15
8	直轄事業負担金制度改革の確実な推進について	16
【社会・文教関係】		
1	社会福祉及び保健医療対策等の拡充について	17
2	次世代育成支援対策の推進について	18
3	人権の擁護に関する施策の推進について	19
4	教育施策の推進について	19
【エネルギー・環境関係】		
1	資源エネルギー対策の推進について	21
2	電力需給対策の推進について	22
3	環境保全対策の推進について	22
【災害対策・国民保護関係】		
1	災害対策の推進について	25
2	原子力災害対策の推進について	27
3	国民保護の推進について	29
【国際化・基地・領土・拉致・座礁船舶関係】		
1	地域国際化の推進について	30
2	基地対策の推進について	30

3	北方領土及び竹島問題の早期解決について	3 1
4	拉致問題の早期解決について	3 1
5	座礁放置された外国船舶の処理等について	3 2

【地域情報化関係】

1	地上デジタル放送に係る必要な措置について	3 3
2	地域情報化の推進について	3 3
3	情報セキュリティ対策の推進について	3 4

《政策要望》

【地方行財政関係】

1 地方財政について

「強い社会保障」の実現など国民の生活を守り、経済の活性化を図っていくためには、これを支える地方の財政基盤の強化が不可欠である。よって、次の事項を要望する。

- (1) 国が経済対策等により創設した交付金を原資とする基金事業については、実施主体となった地方の意見も踏まえて、下記のとおり見直すこと。
 - ①子宮頸がん等ワクチン接種、妊婦健診の無料化など、基金事業として実施しているものの中には、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものがある。これらの事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講じること。
 - ②基金事業の進捗状況に応じ必要なものは継続と拡充を図るとともに、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。
- (2) 地方負担が生じる国の施策の制度化に当たっては、法制化された「国と地方の協議の場」等において地方と十分協議を行い、確実に財源措置を講じた上で実施すること。
- (3) 地方債について、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。
- (4) 直轄事業負担金制度について、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めること。
その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。
- (5) 地方は、厳しい財政状況を踏まえ、国に先んじて独自の給与削減や定数削減等の厳しい行財政改革に取り組んでおり、国家公務員の給与削減に際し、国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行わないこと。

2 地方公務員の新たな労使関係制度について

政府では、協約締結権付与、人事委員会勧告制度廃止、団体交渉による勤務条件決定、消防職員への団結権及び協約締結権付与を主な内容とする地方公務員の新たな労使関係制度の検討が進められている。

一方、各都道府県は、これまで現行制度のもとで労使関係を構築し、極めて厳しい財政状況の中、独自の給与削減や定数削減等に自主的・自律的に取り組み、住民の理解を得るよう努めているところである。このように現行制度は有効に機能していると認識しており、今回の制度見直しには積極的な意義を見出し難い状況にある。

また、東日本大震災の復興、財政再建、経済対策等多くの課題が山積する現下の情勢では、行政コスト増加を招きかねない協約締結権の付与を急ぐことが真に住民の意向に沿ったものかどうか疑問を持たざるを得ない。

このようなことから、全国知事会をはじめ関係団体から慎重に対応すべきとの指摘等を行ってきたところであるが、未だ政府から、制度見直しの理念や必要性などについてさえ、地方が納得できる明確な説明がなされていない。こうした状況の中、今後も制度化を進めるのであれば、次の事項を前提条件とすることを強く求める。

- (1) 制度の見直しにあたっては、企画立案段階から「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく協議の場において、十分な議論を行い、地方の意見を反映した制度の内容とすること。
- (2) 消防職員については、緊急時の指揮命令系統に重大な支障を及ぼす懸念があり、制度の見直しの対象から外すこと。

3 社会保障・税に関わる番号制度について

- (1) 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されていることから、国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として制度を導入するため、まずは、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証し、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットを、番号制度導入後の社会保障・税制度

の全体像とともに分かりやすく示し、国民の理解を求めること。

- (3) 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供の範囲については、地方公共団体の事務に直接的に影響するものであり、主務省令等により個人番号の利用事務等を具体化する際には、地方側との協議や制度運営のための事前準備に十分な時間を確保するなど、適切に対応すること。地方公共団体は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して、個人番号を利用することができるかとされているが、その利用範囲については、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、原則として地方公共団体の裁量に委ねること。
- (4) 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修など、地方で必要となる作業とこれに要する経費について、工程表も含め早急に明らかにすること。その際、番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や運営にかかる経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。また、番号制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。
- (5) 地方公共団体情報システム機構の設立及び運営にあたっては、情報提供手数料等の適切な設定や国と地方の負担割合の明確化等により、受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の減額、廃止を図ること。その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。また、機構業務の効率化や地方公共団体の代表によるガバナンスの確保などの実現に向け、地方側と十分に協議すること。

4 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を積極的に進める必要がある。

その際には、行政の特質を考慮した上で、分かりやすく、自治体間や民間の類似事業との比較も容易な財務諸表が作成できる全国標準的な会計基準を

早期に整備すること。

今後の全国標準的な会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限反映させること。

また、地方自治体における決算審議をより一層充実させるため、独自の財務諸表を活用できるよう、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和をはじめとする環境整備を図ること。

5 道州制に関する基本的考え方について

「道州制」を検討する場合は、真の分権型社会を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要があることを踏まえ、以下の基本原則を前提とすること。

- (1) 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
- (2) 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする。
- (3) 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない。
- (4) 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない。
- (5) 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない。
- (6) 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任の下で政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない。

(7) 道州の区域については、国と地方双方の在り方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見などを十分勘案して決定しなければならない。

また、検討を進めるに当たっては、国民的な幅広い議論が行われるように努めるとともに、国と地方自治体が一体となった検討機関を設けること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源の移譲、法令による義務付けの廃止・縮小、国の出先機関原則廃止にとどまらない国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を更に一体的に進めること。

【農林・商工関係】

1 農業の振興について

「食料・農業・農村基本計画」において、国は食料自給率50%の達成を政策目標に掲げている。一方、世界的には人口の増に伴う需要量の増加に生産量が追いつかず食料事情の逼迫が懸念されている。そのような食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた担い手の育成・確保及び農村の振興など各種施策を強力に推進すること。

また、その推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮すること。

特に、以下の事項に関しては、地方と十分協議の上、より効果的な施策を講じるよう要望する。

- (1) 農業者戸別所得補償制度については、現在実施している施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、本制度の法制化を含め、安定的・継続的な制度とすること。

また、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の経営安定への支援策を講じるなど、持続的な担い手づくりに資する制度とするとともに、農業経営の安定に資するため、対象品目の拡大等に当たっては、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

さらに、非主食用米等の生産をより一層誘導する仕組みとすること。

- (2) 新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るため、「青年就農給付金」などの支援策を充実すること。

- (3) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において加工食品の原料原産地表示対象品目の拡大及び輸入食品の検疫体制の整備を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。

- ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発の推進
- ・食育及び地産地消運動の推進
- ・農薬の飛散防止技術及び残留分析技術の調査研究や普及

- (4) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。
- (5) 農業の体質強化を図るため、大区画化や排水対策等の農業生産基盤整備、農地利用集積、農地・農業用水利施設の戦略的な保全管理などが必要であることから、計画的にこれらの事業が推進できるよう支援すること。
また、地域の緊急的な課題に応じた集落間道路の整備や農地防災対策を推進するとともに、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、協働による農地、農業用水や農村環境等の地域資源の保全管理など、農業・農村の多面的機能の維持・増進に向けた施策を推進すること。
- (6) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や発生した場合の農家への経営支援、風評の払しょく等の対策を引き続き強化すること。特に口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立するとともに、発生した場合は、感染経路について速やかに解明するよう努めること。
また、発掘禁止期間経過後、埋却地を再活用するために、埋却した家畜等を掘り返し、焼却等の最終処分を行う場合、当該処分に対する支援を行うこと。
- (7) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、国立大学法人の定員増加や、獣医系大学のカリキュラム充実を図ること。
また、畜産現場では、産業動物獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度の整備及び国家資格化を検討すること。
- (8) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大し、被害総額が200億円を超える実態を踏まえ、個体数調整、生息環境管理、都府県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有に係る広域連携、捕獲の担い手確保並びに侵入防止柵の整備等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。
- (9) 我が国の農林水産業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉において適切に対応すること。

また、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定交渉については、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが強く懸念されることから、国民への情報開示に努め、十分な国民的議論を行うとともに、国民合意を得た上で交渉参加の可否を判断すること。

（１０）東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備等について、全面的な支援を行うこと。
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。
- ・農林水産物に使用する資材の放射性物質に関する基準が各省庁から示されているが、その整合性が取れていないことなどの問題があるため、統一的な考え方を示すなど必要な措置を講じること。
- ・食品中の放射性物質に関する新基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外への情報発信を積極的に行うなど、風評の払しょくに努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
- ・国産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。また、輸出証明書の発行など、輸出に関連する業務は、国が責任を持って行うこと。

（１１）未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

（１２）燃油価格・肥料価格や配合飼料価格が長期にわたり高騰し、農家の実質負担が増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度を拡充・強化すること。

２ 林業の振興について

（１）森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるため、「地球温暖化対策のための税」の用途に加えるなど、必要な財源の確保を図るとともに、税収を地方公共団体に重点的に配分して、地域の主体的な取組を支援すること。

- (2) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図ること。
- (3) 「森林・林業再生プラン」の推進に当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の延長などによる森林整備の推進、「森林管理・環境保全直接支払制度」の弾力的な運用、「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増しや木造公共施設等の整備に対する助成制度の拡充・強化、森林経営計画の作成や実行に必要な担い手の確保・育成など、効果的な施策を実施すること。
- (4) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。
- (5) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払しょくするなど、万全の措置を講じること。

3 水産業の振興について

- (1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。
- (2) 「資源管理・漁業所得補償対策」については、漁業者が安心して漁業に取り組む事ができるよう恒久的な制度とすること。特に、漁業共済の補償水準や、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。
また、水産業体質強化総合対策事業については、沿岸資源を回復させる取組支援など、地方のニーズを十分に把握して、事業の充実・継続を図ること。
- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定に基づく水産物の安定供給の確保対策を強化すること。
特に、竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまで

の間の当該水域及び日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

また、排他的経済水域（EEZ）内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。

4 円高の是正とデフレ経済からの脱却について

行き過ぎた円高は、国内産業の空洞化と国内雇用の更なる喪失をもたらし、地域経済に計り知れない打撃を与えることが懸念される。

このため政府・日銀においては、円高の是正に向け、適時の為替介入や金融緩和政策の強化を行うとともに、東日本大震災からの早期の復興にもつながる企業の国内投資を促進するための施策を充実すること。また、デフレ経済からの脱却に向け、日銀がその役割を十分果たす中で、的確な規模の資金調達を行うことにより短期的に政府支出を拡大するなど、引き続き、断固たるマクロ金融・経済政策を講じること。

また、平成24年度から法人税率が引き下げられた（現行30%→25.5%）が、企業の競争力強化や空洞化防止のため、将来的には、法人税率をより一層引き下げること検討すること。

5 地域経済の活性化について

(1) 厳しい電力需給の状況のもと、計画停電が実施された場合には、生産活動の停滞など事業活動への大きな影響が懸念されることから、国において、計画停電回避のための措置を講じるとともに電気事業者に対する供給力の確保を指導すること。

また、計画停電を行わざるを得ない場合には、周知の徹底と可能な限り停電時間の短縮を図ること。

さらに、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修等に対する支援を強化するとともに、計画停電による経済的損失に対し、補償制度を創設すること。

(2) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜く産業育成のための地方発の先端的研究開発への支援措置を強化すること。

- (3) 総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、地域活性化総合特区については、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、国際戦略総合特区と同様に法人税についても軽減すること。

6 中小企業の振興について

- (1) 依然として厳しい状況にある中小企業の金融情勢を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業が利用しやすいよう充実すること。

また、セーフティネット保証5号の全業種指定、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の期間延長、セーフティネット5号保証制度にかかわる填補率のかさ上げ、さらに、中小企業金融円滑化法の効果的運用による金融機関への指導強化を図るとともに、同法の再々延長または同法が失効した場合の支援施策の推進などにより、金融のセーフティネット(信用補完制度等)に万全を期し、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう支援措置を講じるとともに、今後、政策金融の全般的な見直しの一環として、「中小企業信用保険事業」の在り方を検討する場合には、地方自治体の意見を十分反映すること。

- (3) 地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実すること。

- (4) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により直接・間接的に被害を受けている中小企業及びそれらを支える団体の支援については、引き続き中小企業等の実態とニーズを踏まえ、各種施策を拡充すること。

7 雇用対策の推進について

雇用情勢は、東日本大震災や円高の影響等もあり依然として厳しく、不透明な状況にあることから、以下の事項に関して、より効果的な施策を講じる

よう要望する。

- (1) 雇用情勢や震災被災者等の就労の実情を踏まえ、雇用創出基金事業の継続と拡充を図ること。
また、地域事情に応じた対策を柔軟・迅速に進めることができるよう、地方の創意工夫による独自性が発揮できる新たな具体的支援施策を検討すること。
- (2) 雇用調整助成金の特例の要件緩和など、雇用維持対策を充実すること。
- (3) 中小企業と学生の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。
- (4) 離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに応じた弾力的運用を図ること。
- (5) 非正規労働者の正規雇用化や処遇改善策の充実を図ること。
- (6) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援やニート等の若者への職業的自立支援など、若年者雇用対策を充実すること。
- (7) 65歳以上の高齢者の就業機会の確保や70歳まで働ける企業を拡大するための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (8) 障害者の就労促進策の充実・強化と雇用維持支援策の充実を図ること。
- (9) 都道府県が実施している技能検定制度をはじめとした、技能の振興や継承に対する施策が維持できるよう支援策を充実すること。

【建設・運輸関係】

1 国土保全対策の推進について

- (1) 豪雨や地震等による災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、災害の未然防止や被害の抑止対策が重要な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとする近年の災害の動向に対応できる、道路・治水・治山・海岸保全事業等の国土保全対策を重点的、計画的に講じること。
- (2) 国民の安全・安心な生活の確保のため、水資源の保全に向けて、水資源に係る基本法や海外資本による土地取得の規制に係る法令等の整備を行うとともに、土地所有者情報の行政機関相互の共有等を一層促進すること。
- (3) 港湾機能の強化やミッシングリンクの解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立等、広域及び地域におけるネットワークの代替性・多重性の確保・確立に必要な対策を積極的に実施し、広域的な経済活性化と災害に負けない安心・安全な国土づくりを進めること。

2 鉄道整備等の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、地方にとって受益に見合った負担となるよう現行の整備スキームを見直した上で整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえた支援を引き続き検討、実施するとともに、運行形態の在り方の検討やJR貸付料の活用等新たな仕組みを含め所要の対策を講じること。
- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線の早期全線整備、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の早期実用化、新幹線の整備促進、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化、相互連携及び安定輸送確保を図ること。

- (3) 都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。
- (4) 生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島航路・空路の維持・拡充等、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。
- (5) 交通行政について国と地方の役割分担を明確にした上で、地域が主体となって地域の交通ネットワークを構築・維持するために必要な権限・財源を移譲すること。

3 観光振興対策の推進について

- (1) 観光立国確立に向け、地方空港・港湾における訪日観光客の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査を始めとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。
- (2) 東日本大震災の影響を受けて減少した訪日観光客の本格的な回復と今後の更なる増加を図るため、正確かつ迅速な情報の発信を進めるなど、積極的な対策を実施すること。
- (3) 休暇取得の分散化については、金融・物流・製造等の産業や地域の祭事の実施等に問題が生じないように慎重に十分な検討を進めること。

4 高速道路の整備促進等について

- (1) 全国14,000kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れがあることから、我が国の成長力・国際競争力を強化し、また災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。
- (2) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化等を図るため、スマートインターチェンジ等の整備促進を図ること。
- (3) 高速道路等の料金施策にあたっては、様々な料金割引や無料化社会実験の効果と影響を十分検証し、総合的な交通体系の在り方を明確にした

上で、今後の高速道路整備に影響を与えないよう考慮し、地域間格差のない利用しやすい料金とするなど利用者の視点に立った料金体系の実現に向け、本四架橋やアクアラインを含め、バランスのとれた効果的な措置を講じること。また、新たな料金設定にあたっては、特定の地方に負担を求めることがないように配慮すること。特に、本四高速については、平成26年度からの全国共通料金の導入に向け、高速自動車国道の全国プール制への組み入れや償還期間の延長等の必要な措置を講じることとし、具体的な実施方針については、平成24年度末を目途に取りまとめること。

- (4) 国の高速道路等の料金政策により影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

5 航空路線の維持・充実について

航空路線が日本各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには日本経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興支援を図る観点からも、航空ネットワークの維持・充実及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

なお、小規模需要に適したコミューター航空を活用すること。

6 地域の活性化について

- (1) 過疎地域、山村、離島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくため、特定地域の振興を図るための施策を推進すること。
- (2) 地域における科学技術の振興は、活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであり、産学官の連携の促進等、地域における科学技術の振興の充実に向けた支援策を積極的に推進すること。

7 高速ツアーバス等の安全対策の強化について

高速ツアーバス等の安全基準の見直しや道路の安全対策、事故被害者への対応等、高速ツアーバス等の万全の安全確保対策を早期に実施すること。

8 直轄事業負担金制度改革の確実な推進について

直轄事業負担金制度について、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。

【社会・文教関係】

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

地域に暮らす住民が安心して暮らせるよう、国と地方の社会保障サービスが一体として支えていることを踏まえ、それぞれの役割分担の下で、互いに協力し持続可能な社会保障制度を確立する必要がある。国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実には生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することなく地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について、十分に対処するよう要望する。

- (1) 地域包括支援センターへの支援等による高齢者の介護予防、自立した生活のための支援策の拡充、適切な介護報酬の設定や資格取得の支援等による介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。
また、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。
- (2) 新たな障害者福祉制度の構築に当たっては、障害者総合支援法施行後3年を目途として検討することとされた部分を含め、工程表を明確にした上で、都道府県・市町村の意見を聴きながら、財源とマンパワーを十分に確保し、持続可能な制度とすること。
- (3) 生活保護制度の改革に当たっては、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、扶助の適正化と自立の助長を一層促進するとともに、最後のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、制度の見直しを行うこと。
- (4) 地域の要援護者に対し、行政だけではなく、住民組織、民生委員、NPO、医療・介護関係者等、様々な地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築により、きめ細かい支援を行うため、地域における支え合い体制づくりの推進を図ること。
- (5) 地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における必要な医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直すとともに、診療報酬の適切な見直し等による病院勤務医の処遇改善及び負担軽減策のより一層の充実を図るなど、医師確保対策を強力的に推進すること。
また、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強

かに推進すること。

(6) 自治体病院等については、へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命にかんがみ、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

(7) 将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任を明確にした上で、医療保険制度の改革等を着実にを行うこと。特に、国民健康保険制度については、国の定率負担の引上げによる公費負担の拡大など、今般の法改正にとどまらず、構造的な問題に対する抜本的な解決を図るとともに、後期高齢者医療制度については、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めること。

その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

(8) 重度心身障害者（児）、乳幼児、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

(9) 特定疾患治療研究事業は、国が本来補助すべき額を交付しておらず、事業の安定的実施を妨げる状況となっている。

平成23年12月20日の国と地方の協議の場（第3回臨時会合）における協議結果に基づき、地方の超過負担の解消を早急に行うこと。

(10) 国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

2 次世代育成支援対策の推進について

(1) 新たな社会基盤としての次世代育成支援対策を推進するため、大胆かつ効果的な財政投入を行い、特定不妊治療費の負担軽減や、多子世帯等に対する保育料の軽減など経済的な支援を拡充すること。また、待機児童解消に向けた取組を始め多様な保育サービスや放課後児童対策の充実などサービスの質・量を抜本的に拡充するとともに、不育症の検査・治療についての研究を推進し、その研究成果の評価検証及び情報提供を行うこと。

(2) ひきこもりなど社会参加・自立が困難な青少年に対する支援を充実

するため、民間の支援機関や市町村を始めとする地方公共団体への財政支援の拡充など、相談・支援体制の整備が図られるよう必要な措置を講じること。

(3) 男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、子育て支援に積極的な企業に対する税制優遇の拡充等支援の充実、長時間労働の削減、中小企業の一般事業主行動計画策定など、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化すること。

(4) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就職の支援など、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

(5) 個人の意思を尊重しつつ、未婚化・晩婚化対策に取り組むとともに、子どもを生み育てることや仕事と子育てを両立することについて、報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、企業や市民団体等あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布など、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

さらに、児童・高齢者・障害者等に対する虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

4 教育施策の推進について

地方公共団体が、地域主権の観点から、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革について国民の理解を深めるとともに、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、円滑な行財政運営に配慮した適切な施策の展開を図るよう、次の事項について早期実現を要望する。

- (1) 教員が子どもと向き合う時間を確保するための学級編制の標準の改善、新学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の充実などの課題に対応した中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定の上、着実に実施すること。
- (2) 政令指定都市が自主的・主体的に教育行政を展開できるよう、給与負担、教職員定数に関する権限を移譲し、すでに移譲されている教職員の人事権等とあわせた権限の一元化を図ること。
- (3) 公立高校授業料実質無償化の財源を全額国庫負担とするとともに、低所得層に対する就学支援金の拡充、奨学金の給付に係る制度の創設など、高校生等の就学支援の充実を図ること。
- (4) 国における耐震化のための十分な財源措置など、学校・社会教育施設の耐震化を促進すること。
- (5) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進するとともに、全国障害者スポーツ大会も含め、国は開催等経費について応分の負担を行うこと。
- (6) 国立大学が地域における「知の拠点」としての機能や役割を持続的に果たせるよう、国立大学法人運営費交付金の在り方を見直すこと。
また、公立大学についても、多様な分野で地域に貢献し、安定的な運営が確保できるよう、財政支援の充実を図ること。

【エネルギー・環境関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進等に留意しながら、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備等を推進すること。

電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

また、防災対策が必要となる地域の見直しに伴い、支援対象地域を拡大するとともに、既存地域への支援も拡充すること。

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「固定価格買取制度」の適切な運用や、制度の普及拡大のための規制緩和等の措置を講じるとともに、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充や安定供給等のため蓄電池等の技術開発の積極的な推進等による導入拡大を図ること。

また、新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、まずは各地域に潜在する再生可能エネルギーや未利用エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を行うなどの支援策を講じること。更には、総合特区制度を活用した取組に対する

積極的支援などの措置を講じること。

2 電力需給対策の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、復旧など、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えて、不測の大規模停電や計画停電を回避するため、全国レベルでの融通、緊急設置電源の新設、自家発電の活用、揚水発電のピーク時の活用などの対策に取り組むこと。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、省エネルギー機器の導入に対する支援の拡充や、ネガワット取引、時間帯別料金制などの節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

3 環境保全対策の推進について

(1) 地球温暖化対策の推進等

本年4月27日に閣議決定された「第四次環境基本計画」において、温室効果ガス排出量を2050年までに1990年比で80%削減する長期的目標が掲げられているところであり、低炭素社会の実現に向け、その取組を加速させるため、温室効果ガス排出量の中期的削減目標を含め、昨今のエネルギー情勢を踏まえた我が国の地球温暖化対策の在り方を早急に国民に示すとともに、必要な法整備を進め、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、充電設備等のインフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

また、自動車NOx・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質

の影響が示唆されており、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

（２）生物多様性保全対策等の推進

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成に向け、国は自らの責務を認識し施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うとともに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

（３）総合的な廃棄物・リサイクル対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、推進すること。特に、一部の地域を除いて現在未整備である安定器等の小型電気機器を含むPCB汚染物等の拠点的広域処理施設を早期に整備すること。

なお、産業廃棄物の不適正処理に係る支障の除去等を推進するため、平成24年度末に失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を延長し既存の枠組みと同様の手厚い財政支援措置を継続するとともに、産業廃棄物適正処理推進基金については、平成25年度以降も現行制度を基本として存続させ、必要額を確保して地方公共団体の負担を従来通りとすること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

さらに、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

海岸漂着物等の対策については、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、具体的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、収集・運搬・処理の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じ

るとともに、漂着物の処理等について必要な支援措置を講じること。

(4) アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度、建築物等のアスベストの有無に係る調査及び除去等の助成制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。

【災害対策・国民保護関係】

1 災害対策の推進について

(1) 災害予防対策の充実

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策の推進が必要である。このため、東日本大震災における対応を検証し、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実・強化を図るとともに、

- 建物・構造物等の耐震化
- 液状化予測手法の高度化や公共施設等の液状化対策に関する調査・研究の推進
- 共済制度や地震保険制度の充実の検討
- 情報通信基盤の堅牢化・冗長化
- 緊急速報メールやソーシャルメディアを活用した災害情報等の国民全体への伝達手段の研究・整備促進
- 未確認の断層を含めた活断層の実態に関する調査研究
- 堆積物調査などによる過去の津波調査の実施、日本海側プレート境界及び海底活断層位置などの科学的調査
- 地震・火山噴火の予知研究
- 風水害・地震津波予測精度の向上
- 津波対策の抜本的な見直し
- 巨大地震・津波に備えるための事前対策に必要となる財源の確保等の災害予防対策を確実に推進すること。

また、都道府県域を越えた大規模災害（地震、台風、津波、火山等により、人命・社会生活に広範かつ大きな影響を与える災害。原子力災害を伴うものを含む。）への対応について一軸型のインフラだけでは十分とは言えないため、国としての公共インフラの代替・補完の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消などによる複数軸の公共インフラの整備を早急に進め、大規模災害発生時の代替・補完体制を構築すること。

(2) 災害応急対策の充実

大規模災害に対する災害応急対策について、国の指揮命令系統を明確

化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築するとともに、

○広域避難や事態の長期化も想定した避難者支援

○巨大災害時における行政機能の喪失といった事態も想定した支援体制の構築

○支援物資の調達・輸送・配分を円滑に行うことができる仕組みの構築

○基幹的広域防災拠点の増強・整備

○物的・人的支援等に係る国と地方の役割を明確化

○海外支援を積極的に活用するための協力体制の整備

等の総合的な救助・支援体制を構築すること。

特に、現在の災害救助法は、被災した住民を被災した自治体が支援し、被災自治体を国が財政支援するという仕組みであり、広域避難や広域による支援という事態を想定していない。

そのため、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、直接、国に請求し、応援に要した経費を国が全額負担するよう制度変更を行うこと。加えて、救助期間の制限や費用の限度額の設定、現物給付による救助などといった制約があることから、これらの制約を撤廃するなど、被災自治体及び避難者受入自治体等による自主的・弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

また、全国的な影響が非常に大きい南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に対して、東日本大震災を踏まえた新たな被害想定に基づき、巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化を図るため、観測施設の早期整備と予知・観測体制の強化、緊急対策の充実と財政支援、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」の制定、地震対策大綱及び応急活動要領等の策定等について重点的に取り組むこと。

なお、南海トラフの地震の影響は極めて広範囲に及ぶことが想定されることから、幅広い地域を対象として津波高の推計を行い、関係自治体に十分説明した上で結果を公表すべきである。

（３）大規模災害に対する総合的復旧復興支援制度の確立

大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、広域避難者の発生や事態の長期化による影響も想定し、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施することが可能となるよう、国が必要な財源を措置し、抜本的に制度の見直しを行

って総合的な復旧復興支援制度を確立すること。

具体的には、次の措置が必要である。

- 現行制度では原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃
- 災害査定等の一連の事務手続きの更なる簡素化・迅速化
- 災害復旧事業の事業期間制限の緩和
- 復興財源（復興基金や交付金等）の制度化
- 緊急時対応における既存制度の一時的な停止・緩和の制度化

特に、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害が発生した場合は、国・地方の役割分担の観点から、被災者生活再建支援基金では限界があるので、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。制度の内容については、これまでの住宅の損壊の程度に着目した支援だけではなく、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

また、大規模災害等が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

2 原子力災害対策の推進について

(1) 原子力安全対策の充実

福島第一原子力発電所事故により、被害を受けている国民が今なお多数いることを重く受け止め、一刻も早く事態の収束を図ること。

また、政府が設置した「東京電力福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会」や国会の「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」等において事故の検証を徹底して行うこと。

新たな原子力規制組織の発足にあたっては、専門知識と運営能力を持って迅速に強い権限と指導力を発揮できる、政府から独立し、透明性と信頼性の確保された国民の理解が得られる組織とすること。

新たな原子力規制組織のもと、福島第一原子力発電所事故の検証結果

等を踏まえ、規制内容の改善・充実を図ること。

また、新たな安全規制組織が発足するまでは、原子力安全・保安院、原子力安全委員会が責任を持って、現時点で判明している福島第一原子力発電所事故の知見に基づき原子力発電所等の安全を厳格に確認すること。

併せて、今後の原子力発電の安全性に関する新たな規制の仕組みを構築する行程について、国民全体に説明すること。

原子力発電所の安全確保に万全を期すため、従来想定されていた事象だけでなく、今回の福島第一原子力発電所の事故の検証を踏まえ、シビアアクシデントが発生した場合の対策について、法令等に明確に位置づけ、新たな規制機関の下で早期に策定すること。

(2) 原子力防災対策の整備

ア 原子力災害対策特別措置法の改正等

複合災害も考慮した事故想定や、それに伴う防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方を含めて、原子力災害対策特別措置法の改正と、原子力防災指針及び防災基本計画の改定について速やかに行うこと。

イ 資機材等の整備

モニタリングポスト、防護服、防護マスク、安定ヨウ素剤、キレート剤、食料・飲料水等の配備や緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制や一時退避所の整備など、自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、防災対策を重点的に充実すべき地域外での対策に要する経費も含め、確実に財源措置を行うこと。

ウ 支援・調整等

- 原子力災害時の特殊な環境下でも対応できる部隊を作り、緊急時に速やかに派遣できる体制を構築すること。
- 地域防災計画の見直しに向けた技術的支援を行うこと。
- 防災対策を重点的に充実すべき地域が複数県にまたがる場合の調整を行うこと。
- 県境を越える広域・長期的避難における避難手段等を確保する仕組みの構築、広域避難者や、受入自治体の支援、災害時要援護者の輸送手段や避難施設の確保など、避難を支援する体制の整備などについて、確実に対応すること。

エ 情報提供等

- 原子力発電所の状態やSPEEDI情報等の放射性物質の拡散に関する正しい情報等を速やかに防災対策を重点的に充実すべき地域

以外の自治体にも提供するとともに、緊急時を想定した拡散シミュレーションを実施するなど、実効性のある防護措置を円滑に講じることができるよう体制を整備すること。

- 飲食物の摂取による健康被害の防止や、様々な産業における風評被害防止のため国の責任において、国際的信用を得るためにも、国際基準に則り放射性物質等の測定を実施し、速やかに正確な測定結果を公表する体制を整備すること。
- 併せて、原子力災害発生時の被災地域への応援要員の派遣体制を整備するとともに、災害廃棄物の広域処理については、国の責任において、国民の放射性物質に対する不安を払拭し、地方自治体が安心して受け入れられる環境を整備すること。

3 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、地方自治体が的確に国民保護を遂行するためには、国が覚知した緊急情報等の提供を受けることが不可欠であることから、国は地方自治体に対し、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いて、迅速かつ的確に緊急情報等の提供を行うこと。この際、Em-Netについては、接続する受信端末数の制限を緩和すること。

さらに、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【国際化・基地・領土・拉致・座礁船舶関係】

1 地域国際化の推進について

- (1) 国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、帰国・外国人児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。
とりわけ、医療については、生命や健康にかかわる問題であることから全国的に利用できる効果的な医療通訳システムの導入に向けた検討を行うこと。
- (2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。
- (3) 在外被爆者に対する援護に関し、居住国における健康診断や医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における実情等を踏まえて検討を行い、必要な措置を早急に講じること。
- (4) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡し条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。
- (5) 国際定期便就航や国際ビジネス機の飛来など地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の整備・充実を図ること。

2 基地対策の推進について

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。
- (2) 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。
特に、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域

及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

また、各地で行われる低空飛行訓練については、必要な実態調査を行った上で、このような飛行が行われないう措置すること。

基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境に係る特別協定などにより、環境法令等国内法が遵守されるよう見直すこと。

(3) 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

(4) 米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう米側に申し入れること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。

(5) 周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

3 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

4 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明はもとより、目に見える形で具体的な成果を出すこと。また、体制移行期にある北朝鮮において拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、あわせて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置の見直しに当たっては、拉致問題の進展状況も判断材料とすること。

5 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

なお、日本近海を航行する船舶について、P I 保険に加入するよう近隣諸国に要請するとともに、P I 保険が機能しなかった場合も想定した対応策を講じること。

【地域情報化関係】

1 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。

特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

- (2) 地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた世帯については、国及び放送事業者の負担と責任において、早急かつ確実に地上系の放送基盤による恒久的対策を講じること。

また、共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行による難視聴対策を円滑に進めるため、それらの整備に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について見直すとともに、施設の維持管理に係る負担の軽減策を講じること。

さらに、恒久的対策の円滑な実施を図るため、引き続き、各難視聴地域の住民や関係地方公共団体に対して適切かつ正確な情報提供に努めること。

- (3) 地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

2 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するため

の施策を講じること。

- (3) 中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

3 情報セキュリティ対策の推進について

地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。